

令和 8 年度 給与支払報告書 作成の手引

1. 令和 8 年度給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について	- 1 -
2. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入のしかた	- 2 -
3. 給与支払報告書（総括表）の記入のしかた	- 11 -
(1) 【一般の総括表】	- 11 -
(2) 【多摩市独自の総括表】	- 12 -
(3) 【普通徴収切替理由書】	- 13 -
4. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出について	- 14 -

多摩市役所市民経済部課税課市民税係

TEL : 0 4 2 - 3 3 8 - 6 8 2 1 (直通)

1. 令和8年度給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について

提出期限 令和8年2月2日(月)

※期限以降に提出された場合、6月からの特別徴収に間に合わない場合があります。

提出書類

1. 給与支払報告書（総括表）
2. 給与支払報告書（個人別明細書）
3. 普通徴収切替理由書（普通徴収分がある場合）

提出先

受給者が令和8年1月1日現在居住する市区町村

注意事項

- ・給与支払報告書の提出は、1月1日時点において給与の支払いを受ける方に加え、年の途中で退職した方も対象になります。
- ・事業所から提出された給与支払報告書は、**原則として特別徴収**となります。
- ・**普通徴収が認められるのは、当面、以下の基準に該当する方です。**

普 A 総従業員数が2人以下（他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fに該当して普通徴収とする従業員を差し引いた人数）

普 B 他の事業所で特別徴収

普 C 給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が100万円以下）

普 D 給与の支払が不定期

普 E 事業専従者（個人事業主のみ対象）

普 F 退職者または退職予定者（5月末まで）

※休職、育児休業等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。

なお、上記基準に該当し普通徴収とする場合、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」を併せて提出してください。そして、個人別明細書の摘要欄に該当する符号を記載してください。

※eLTAXの場合、理由書の提出は不要ですが、摘要欄に符号を記載してください。

- ・給与支払報告書（個人別明細書）を提出した後に追加又は訂正が生じた場合は、給与支払報告書（総括表）の左上の追加又は訂正の欄に○をつけ、追加又は訂正した給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に「追加」又は「訂正」と記載し、一緒に再送付してください。

記入欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	<p>・【住所】欄 令和8年1月1日現在の住民登録地を記載してください。住民登録地と生活の本拠地が異なる場合は、生活の本拠地を記載してください。</p> <p>・【(個人番号)】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。</p> <p>・【氏名】欄・【(受給者番号)】欄 氏名は正確に記載し、必ずフリガナをカタカナで記載してください。 受給者番号は、<u>納税義務者用の税額通知を電子で受け取る場合は必要になります</u>ので記載をお願いします。また、事業所において事務処理などに必要な場合に記載してください。</p>
② 給与所得控除後の金額 (調整控除後)	<p>支払金額から給与所得を算出した金額を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。</p>
③ 所得控除の額の合計額	<p>給与所得控除後の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。</p>
④ (源泉)控除対象配偶者の有無等	<p>・【有】欄 年末調整の適用を受けた場合で<u>控除対象配偶者</u>を有するときは○をつけてください。また年末調整の適用を受けていない場合は<u>源泉控除対象配偶者</u>を有しているときに○をしてください。</p> <p>・【老人】欄 控除対象配偶者が昭和31年1月1日以前の生まれの人は、○をつけてください。</p> <p>※控除対象配偶者 同一生計配偶者(給与所得者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が58万円以下の人)のうち合計所得1,000万円以下の人の配偶者。</p> <p>※源泉控除対象配偶者 給与所得者(合計所得金額900万円以下)と生計を一にする配偶者で合計所得金額58万円以下の方。</p>
⑤ 配偶者(特別)控除の額	<p>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者特別控除額を記載してください。併せて、令和7年中の配偶者の合計所得を②【配偶者の合計所得】欄に記載してください。</p> <p>※受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合又は133万円超の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。</p>

<p>⑥ 控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く)</p>	<p>・【特定】欄 年齢 19 歳以上 23 歳未満 (平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生まれの人)</p> <p>・【老人】欄 年齢 70 歳以上 (昭和 31 年 1 月 1 日以前の生まれの人) 本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかとの同居を常としている人がいる場合は、その人数を点線左側に記載してください。</p> <p>・【その他】欄 16 歳以上 (平成 22 年 1 月 1 日以前の生まれの人) で、特定扶養、老人扶養親族以外の控除対象扶養親族</p> <p>・【特親】欄 年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下 (給与収入のみの場合は 123 万円超 188 万円以下) の控除対象扶養親族に該当しない人数</p>																				
<p>⑦ 16 歳未満扶養親族の数</p>	<p>扶養親族のうち、16 歳未満の扶養親族 (平成 22 年 1 月 2 日以後生まれの人) の数を記載してください。</p>																				
<p>⑧ 障害者の数 (本人を除く)</p>	<p>・【特別】欄 点線右側には同一生計配偶者や扶養親族における特別障害者の数を、点線左側にはそのうち同居する特別障害者の数を記載してください。</p> <p>・【その他】欄 特別障害者以外の障害者の数を記載してください。</p>																				
<p>⑨ 非居住である親族の数</p>	<p>控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族のうちに、非居住者 (国内に住所を有しない方) がいる場合には、その人数を記載してください。</p>																				
<p>⑩ 特定親族特別控除の金額</p>	<p>年齢 19 歳以上 23 歳未満 (平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生まれの人) の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下 (給与収入のみの場合は 123 万円超 188 万円以下) の控除対象扶養親族に該当しない人がいる場合は、以下の表を参考にして特定親族特別控除の金額を記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="496 1541 1374 2024"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>納税義務者の特定親族特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超 85 万円以下</td> <td>63 万円</td> </tr> <tr> <td>85 万円超 90 万円以下</td> <td>61 万円</td> </tr> <tr> <td>90 万円超 95 万円以下</td> <td>51 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>41 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>31 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>21 万円</td> </tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>3 万円</td> </tr> </tbody> </table>	特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額	58 万円超 85 万円以下	63 万円	85 万円超 90 万円以下	61 万円	90 万円超 95 万円以下	51 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円
特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額																				
58 万円超 85 万円以下	63 万円																				
85 万円超 90 万円以下	61 万円																				
90 万円超 95 万円以下	51 万円																				
95 万円超 100 万円以下	41 万円																				
100 万円超 105 万円以下	31 万円																				
105 万円超 110 万円以下	21 万円																				
110 万円超 115 万円以下	11 万円																				
115 万円超 120 万円以下	6 万円																				
120 万円超 123 万円以下	3 万円																				

⑪ 社会保険料等の金額	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年中に給与から控除された額 ・令和7年中に支払った国民健康保険料や国民年金保険料等の合計額 <p>※小規模企業共済等掛金のある場合は、以下のように記載してください。 上段：小規模企業共済等掛金 下段：小規模企業共済等掛金＋社会保険料</p>
⑫ 生命保険料の控除額 ⑬ 地震保険料の控除額	<p>「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。なお、生命保険料控除がある場合は、それぞれの支払額を⑮～⑲に記載してください。また、地震保険料控除の旧長期損害保険料の控除がある場合は、支払額を⑳【旧長期損害保険料の金額】欄に記載してください。</p>
⑭ 摘要欄	<ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収希望の場合、「普通徴収切替理由書」の該当する符号の「普A」～「普F」を記載してください。 ・中途就職者で前職のある場合は、前職分の「給与支払者の名称」「支払金額」「社会保険料」「源泉徴収税額」「退職年月日」を記載してください。 ・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の氏名を記載してください。この場合、氏名の前に括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」又は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 <p>なお、該当する場合は氏名の後に、「(非居住)」、「(年少)」と記載してください。</p> ・受給者が青色事業専従者の場合は、「青専」と記載してください。 ・合計所得金額が1,000万円超の方で生計を一にする配偶者がいる場合は同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。記載がないと住民税の非課税算定が正しくできない場合があります。 【例 多摩 花美 (同配)】 ・配偶者・扶養親族が退職手当等を得た場合は、「退職所得を含まない金額」の記載が必要になります。 【例 (退) 多摩 花美 配偶者 昭44・5・3生 <u>1,000,000円</u>】 ここに記載する金額は、退職所得を含まない金額です。↑
⑯ 住宅借入金等特別控除等の額の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・【住宅借入金等特別控除適用数】欄 住宅借入金等特別控除の適用数を記載してください。 ・【住宅借入金等特別控除可能額】欄 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合は記載をしてください。 ・【居住開始年月日(1回目・2回目)】欄 居住開始年月日は和暦で記載してください。

	<p>・【住宅借入金等特別控除区分(1回目・2回目)】欄 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="496 286 1390 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 286 1206 338">区分</th> <th data-bbox="1206 286 1390 338">記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 338 1206 434">その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）</td> <td data-bbox="1206 338 1390 434">住</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 434 1206 530">その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> <td data-bbox="1206 434 1390 530">住（特家）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 530 1206 627">認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td> <td data-bbox="1206 530 1390 627">認</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 627 1206 723">認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき</td> <td data-bbox="1206 627 1390 723">認（特家）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 723 1206 775">特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td> <td data-bbox="1206 723 1390 775">増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 775 1206 1111">東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合</td> <td data-bbox="1206 775 1390 1111">震</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1111 1206 1205">震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> <td data-bbox="1206 1111 1390 1205">震（特家）</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は、「(特)」を記載してください。「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「(特特)」、「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記してください。</p> <p>※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです。）が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p>	区分	記載方法	その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住	その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住（特家）	認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認（特家）	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	震	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震（特家）
区分	記載方法																
その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住																
その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住（特家）																
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認																
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認（特家）																
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増																
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	震																
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震（特家）																
⑳ (源泉・特別) 控除対象配偶者	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者）の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。控除対象となる配偶者が非居住者（国内に住所を有しない方）である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。</p>																
㉑ 国民年金保険料等の金額	<p>社会保険料控除を受けた国民年金保険料等の金額を記載してください。</p>																

②④ 基礎控除の額	<p>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。</p> <p>※「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がないなど、基礎控除の適用がない場合には「0」と記載します。</p>																								
②⑤ 所得金額調整控除額	<p>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。</p>																								
②⑥⑦ 控除対象扶養親族等・16歳未満の扶養親族	<p>扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載してください。</p> <p>また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。</p> <p>●控除対象扶養親族の区分</p> <table border="1" data-bbox="496 674 1374 1016"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の区分</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>空欄※1</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 源泉徴収票を e-Tax 等で税務署へ提出する場合は、「00」と記録してください。</p> <p>※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。</p> <p>※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。</p> <p>※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。</p> <p>※5 控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、5人目以降は⑭【摘要】欄に氏名を記載し、⑳【5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】欄及び㉑【5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号】欄にマイナンバーを記載してください。</p> <p>特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="496 1738 1374 2027"> <thead> <tr> <th>特定親族特別控除の額</th> <th>区分（特定親族が居住者）</th> <th>区分（特定親族が非居住者）</th> <th>合計所得金額（特定親族）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63万円</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>58万円超 85万円以下</td> </tr> <tr> <td>61万円</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>85万円超 90万円以下</td> </tr> </tbody> </table>	控除対象扶養親族の区分	記載方法	居住者	空欄※1	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04	特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）	合計所得金額（特定親族）	63万円	10	11	58万円超 85万円以下	61万円	20	21	85万円超 90万円以下
控除対象扶養親族の区分	記載方法																								
居住者	空欄※1																								
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01																								
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02																								
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03																								
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04																								
特定親族特別控除の額	区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）	合計所得金額（特定親族）																						
63万円	10	11	58万円超 85万円以下																						
61万円	20	21	85万円超 90万円以下																						

	51 万円	30	31	90 万円超 95 万円以下
	41 万円	40	41	95 万円超 100 万円以下
	31 万円	50	51	100 万円超 105 万円以下
	21 万円	60	61	105 万円超 110 万円以下
	11 万円	70	71	110 万円超 115 万円以下
	6 万円	80	81	115 万円超 120 万円以下
	3 万円	90	91	120 万円超 123 万円以下
③⑩ 未成年者から勤労学生までの各欄	<p>その受給者について該当する事項がある場合は○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者 年齢 18 歳未満（平成 20 年 1 月 3 日以後生まれ）の人 ・乙欄 2 ヶ所以上から給与の支払を受けており、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人など 			
③⑪ 本人障害	本人障害の場合は該当する区分に「○」を記載してください。			
③⑫ 中途就・退職	<p>年の中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した人については、その日付を記載してください。なお、令和 7 年中に就職し、同年中に退職した場合、両方に○をしてそれぞれの日付を二段書きで記載してください。</p>			
③⑬ 受給者生年月日	受給者の生年月日を必ず記載してください。			
③⑭ 支払者	<p>支払者の名称と所在地、電話番号及び法人番号を記載してください。 ※個人事業主の場合、右詰でマイナンバーを記載してください。</p>			

【記載例】

⑧ 給与支払報告書(個人別明細書)

※ 区分										※ 種 別										※ 整理番号										※																																																																															
支払を受ける者 住所 多摩市桜ヶ丘1-0-0										(受給者番号) 132241										(個人番号) 0000000000000000										(役職名)																																																																															
										氏名 (フリガナ) タマ イチロウ 多摩 一郎																																																																																																			
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																																					
										内 千 円 4 000 000										内 千 円 2 760 000										内 千 円 3 003 000										内 千 円 0																																																																					
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である親族の数																																																											
有 従有										老人										特 定										老 人										そ の 他										特 親																																																											
○																				1																				1																				1																																																	
特定親族特別控除の額										社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																					
千 円 610 000										千 円 120 000 600 000										千 円 50 000										千 円 3 000										千 円 38 300																																																																					
(摘要) 多摩市永山2-0-0 株式会社△△商事 令和7年1月31日退職 支払金額300,000円 徴収税額0円 社会保険料0円																																																																																																													
生命保険料の内訳										新生命保険料の金額										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																																																											
										100,000																																																																																																			
住宅借入金等特別控除の内訳										住宅借入金等特別控除適用数										居住開始年月日(1回目)										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										住宅借入金等年末残高(1回目)										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										住宅借入金等年末残高(2回目)																																																	
										100,000										27 10 1										住(特)										10,000,000																																																																					
源泉・特別控除対象配偶者										(フリガナ) タマ ハナミ										氏名 多摩 花美										個人番号 012345678901										配偶者の合計所得										国民年金保険料等の金額										旧長期損害保険料の金額																																																	
																																								880,000										所得金額調整控除額																																																											
控除対象扶養親族等										1 (フリガナ) タマ タロウ										氏名 多摩 太郎										個人番号 123456789012										1 6歳未満の扶養親族										5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号																																																											
										2 (フリガナ) タマ スキオ										氏名 多摩 好男										個人番号 111111111111																																																																															
										3 (フリガナ)										氏名										個人番号																				5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																																											
										4 (フリガナ)										氏名										個人番号																																																																															
未成年者										外国人										死亡退職										災害者										乙 欄										本人が障害者										寡 婦										ひとり親										勤労学生																													
中途就・退職										就職										退職										年 月 日										元 号										年 月 日																																																											
○																				7 2 1										○ ○										60 3 15																																																																					
支払者										個人番号又は法人番号										住所(居所)又は所在地										氏名又は名称										(右詰で記載してください。)																																																																					
																				多摩市関戸3-0-0										株式会社 □□商事										(電話)042-×××-××××																																																																					
(摘要) 前職分の加算額、支払者等を記入してください。																																																																																																													

(市区町村提出用)

<提出前に再確認してください>

- 個人番号を記載しましたか。
- 【住所】欄に、令和8年1月1日現在の住民登録地又は生活の本拠地を記載しましたか。
- 氏名のフリガナを「カタカナ」で記載していますか。
- 生年月日は記載しましたか。

摘要欄についての確認事項

- 前職がある方は、前職分の「支払者の名称」「支払金額」「社会保険料」「源泉徴収税額」「退職年月日」を記載しましたか。
- 普通徴収とする方は、【摘要】欄に普通徴収切替理由書の該当する符号を記載しましたか。
- 5人目以降の扶養親族の氏名、個人番号を記載しましたか。
- 青色専従者給与の方は「青専」と記載しましたか。
- **合計所得1,000万円以上の方で生計を一にする配偶者がいる場合、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載しましたか。【例 多摩 花美（同配）】**
- 配偶者・扶養親族が退職手当等を得た場合、「退職所得を含まない金額」を記載されましたか。【例（退）多摩 花美 配偶者 昭44・5・3 生 1,000,000円】
ここに記載する金額は、退職所得を含まない金額です。↑

eLTAX を利用して給与支払報告書を提出される場合の注意

- 特別徴収の場合は必ず、正確に「指定番号」を記載してください。なお、新規に特別徴収を開始される（指定番号が無い）場合は記載不要です。
- 人的控除欄の記載について「従たる給与（副業）から控除している人的控除」の欄は、使用されないようにお願いします（他の課税資料との合算時に人的控除が正しく合算されない場合があります）。
- 追加、訂正、取消の給与支払報告書を送る場合は必ず「訂正表示」の欄にて「追加」「訂正」「取消」を指定して送ってください（追加訂正で処理すべきものを「新規」で送付しますと、先に送ったものと重複してしまい、金額等が二重にカウントされてしまいます）。
- 「死亡退職」「災害者」「外国人」の欄は使用されないようにお願いします。
- 丙欄給報の場合はその旨「摘要」欄への記載をお願いします。
- 租税条約の場合は「条約免除」の欄への記載をお願いします。
- 普通徴収とする場合は、摘要欄に普通徴収切替理由書の該当する符号の記載をお願いします（普通徴収切替理由書の送付は不要です）。

その他、eLTAX の使い方の詳細については地方税ポータルシステムのホームページ等をご参照ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

3. 給与支払報告書（総括表）の記入のしかた

総括表は、市区町村提出用の給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に市役所に提出してください。

※普通徴収分がある場合は、普通徴収切替理由書も併せて提出してください。

(1) 【一般の総括表】

2月2日までに提出してください。
※総括表はA5サイズで1枚、個人別明細書はA5サイズで1人につき1枚を提出してください。

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表)

追加 ①
訂正

指定番号
⑧

令和 年 月 日提出 長殿

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	②		
フリガナ		事業種目	
給与支払者の氏名又は名称		受給者総員	⑤ 人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	⑥	特別徴収対象者	人
フリガナ		普通徴収対象者(退職者)	⑦ 人
同上の所在地	〒 ③	普通徴収対象者(退職者を除く)	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員の合計	人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 ④ 課 係 (電話)	所 税 務 署 名	税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話)	給与の支払方法及びその期日	
		納入書の送付	必要・不要

- ① 追加報告の場合は追加、訂正の場合は訂正にそれぞれ○をつけてください。
- ② 給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。
※個人事業主の場合は個人番号を右詰で記載してください
- ③ 給与支払者の郵便番号、所在地、名称、フリガナを記載してください。
※事業所の名称が英語やアルファベットの場合であっても、フリガナをカタカナで記載してください。
- ④ 内容について問い合わせをする場合がありますので、担当者名と連絡先を必ず記載してください。
- ⑤ 【受給者総人員】欄には、令和8年1月1日現在、給与等の支払を受ける方の総人員数（多摩市外の方も含む）を記載してください。
- ⑥ 【報告書人員】欄には、多摩市の給与支払報告書を提出する人数を記載してください。
- ⑦ 【普通徴収対象者（退職者）】欄には、【報告書人員】のうち退職者がいる場合、その人数を記入してください。
- ⑧ 前年に多摩市で特別徴収の実績があった場合は特別徴収義務者指定番号を必ず記載してください。

(3) 【普通徴収切替理由書】

普通徴収切替理由書(兼仕切書)		
※給与支払報告書と併せて提出してください。		
市区町村名	多摩市	指定番号
事業者名		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が100万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人
合 計		人

○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

切り取り線

【普通徴収切替理由書の記入提出要領】

- 1 この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準(普A～普F)を示すものです。
- 2 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、**多摩市における普通徴収の人数**を記入し、**給与支払報告書と併せて提出してください。**
- 3 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
- 4 普Bは、主たる給与から合算されて特別徴収となる乙欄該当者などが対象となります。
- 5 eLTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号(普A～普F)を記入願います。(※普通徴収切替理由書の添付は不要です。)
- 6 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

4. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出について

提出しなければならない場合

- (1) 多摩市に給与支払報告書を提出した後、令和8年4月1日までの間に退職・転勤等により、給与の支払を受けなくなった者が生じた場合
⇒令和8年4月15日必着でお願いいたします。
- (2) 令和8年1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収ができなくなった者に未徴収税額がある場合
⇒令和7年度の未徴収税額を一括徴収することが義務づけられています。
- (3) 令和7年12月31日までの退職等(特に海外出国)により特別徴収ができなくなった場合
⇒未徴収税額を一括徴収してくださるよう、ご協力をお願いいたします。
- (4) 上記のほか、各種異動が生じた場合

提出先

令和7年度特別徴収している市区町村	令和8年度給与支払報告書を提出した市区町村	異動届出書の提出先
多摩市	多摩市	令和7年度分→多摩市 令和8年度分→多摩市
多摩市	他の市区町村	令和7年度分→多摩市 令和8年度分→他の市区町村
他の市区町村	多摩市	令和7年度分→他の市区町村 令和8年度分→多摩市

- 4月以降に異動があった場合も、異動した日の翌月10日までに給与所得者異動届出書を提出してください。
- 提出が遅れますと、在籍していない方の令和8年度市民税・都民税特別徴収税額の通知書が届き、ご迷惑をおかけすることになりますのでご注意ください。

※ 特別徴収の各種届出用紙について

多摩市では、特別徴収の各種届出用紙につきましては、多摩市公式ホームページからダウンロードをお願いしております。

多摩市役所ホームページ 個人住民税の特別徴収に関する書類URL

<https://www.city.tama.lg.jp/0000005420.html>

または、

多摩市公式ホームページ内の検索バーで

「特別徴収」と検索→「個人住民税の特別徴収に関する書類」をクリック